

石狩市コンプライアンス基本方針

令和7(2025)年4月

石 狩 市

目 次

1	コンプライアンスの推進に向けて・・・・・・・・・・	1 P
2	職員に求められる「コンプライアンス」とは・・・・・・・・	1 P
3	コンプライアンス推進目標・・・・・・・・・・	3 P
4	コンプライアンス行動指針・・・・・・・・・・	3 P
(1)	服務規律・公務員倫理の徹底・・・・・・・・・・	4 P
(2)	法令等を遵守した適正な事務執行・・・・・・・・・・	5 P
(3)	情報管理の徹底・・・・・・・・・・	7 P
(4)	良好な職場環境の確保・・・・・・・・・・	8 P
(5)	信頼される市民対応・・・・・・・・・・	9 P
5	最後に ～石狩市の職員として～ ・・・・・・・・・・	11 P

1 コンプライアンスの推進に向けて

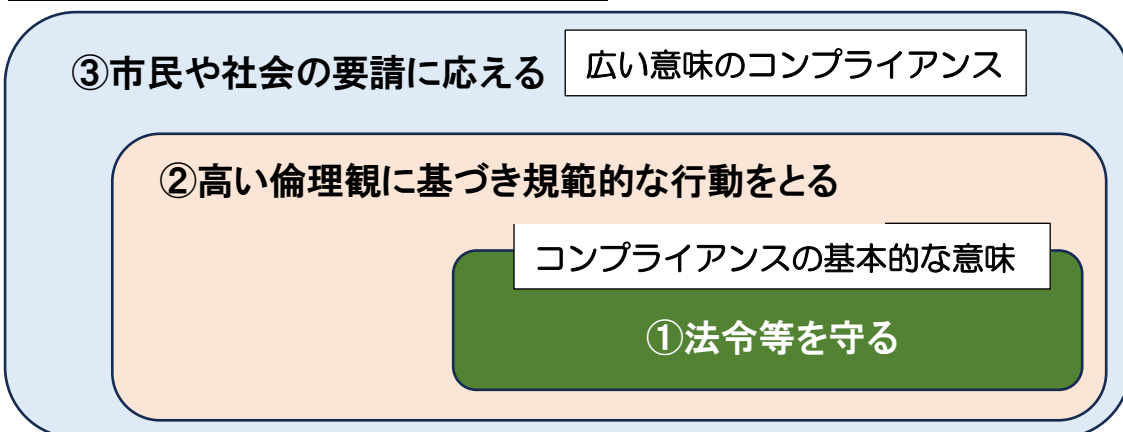
石狩市では、市民から信頼される市役所の実現を目指して「石狩市コンプライアンス基本方針」を制定しました。市の職員が違法行為や不祥事を起こした場合は、市民の信頼を大きく損なうこととなり、市政運営に大きな影響を与えることとなります。全ての職員は、この方針で示す、業務を行う際のコンプライアンスの「考え方」や具体的な場面に沿った「心構え」を自らの行動の指針として業務を遂行してください。

2 職員に求められる「コンプライアンス」とは

職員に求められる「コンプライアンス」とは、「法令等をしっかり守る」ことを基本とし、「高い倫理観に基づき規範的な行動」を心掛け、法令の奥にある「市民や社会の要請」を理解し、これに如何にして応えていくかという姿勢を示すことであり、これらは公務を確実に適切に進める上でとても大切です。

職員には、地方公務員法に基づき、法令はもとより、業務執行のために庁内で定められたルールや組織で決定した方針等にしがった行動をとることはもちろんのこと、住民の福祉の増進を図ることを日頃から心掛けて業務に取り組むことが求められています。そのため、職員一人ひとりが、市民や社会が期待する業務執行を行えているかという観点などから担当業務を常に見つめ直し、より良い市政の実現を図っていかねばなりません。

石狩市のコンプライアンスイメージ



本市では、このコンプライアンスに関する取組を、次の3つに分類します。

① 法令等を遵守し、適正に事務を執行すること。

法令等の遵守は、公務員として当然のことであり、公務を行う上で基本的な事項ですが、一時的に正常な判断ができなくなることによる法令等の違反が生じる可能性があることなどを考慮した上で、法令等の遵守に関する取組を行います。

② 高い倫理観に基づき規範的な行動をすること。

職員は、その信頼を構築し維持するために、法令等に定められた義務のみではなく、公私において高い倫理観に基づき規範的に行動します。

③ 市民や社会からの要請に応えること。

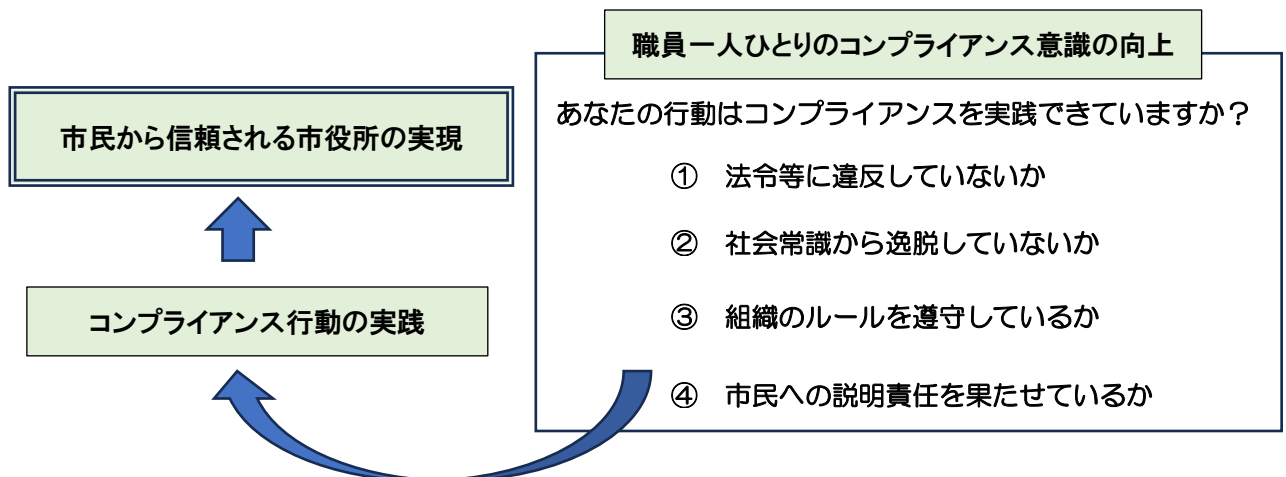
社会的な課題が複雑化し、市民からの要請は多種多様なものとなっています。また、時代の流れにより求められる要請も変化し続けます。これらのことから、職員は、前例踏襲の考え方から脱却し、状況や時代の変化に応じた柔軟な姿勢を身に付け、対応します。

3 コンプライアンス推進目標

私たち職員が行う公務は、市民の公務への理解と協力があって初めて遂行できるものです。この理解と協力は、職員一人ひとりが日頃から公務員としての高い倫理観を持ち、公務員の社会的責任を改めて認識し、法令等に基づき適正に職務を遂行することに加えて、公私において法令等、社会規範などについて率先して遵守することで得られます。

このことから、市役所全体でコンプライアンスに対する意識を向上するために職場環境を整備し、仕組みづくりを進めるとともに、コンプライアンスを意識した行動を実践することにより、「より市民から信頼される市役所の実現」を目指します。

「コンプライアンスの推進目標」の達成イメージ



4 コンプライアンス行動指針

コンプライアンスの推進目標を達成するために、職員一人ひとりが意識し、実践すべき5つの項目を基本的な指針として定めます。

- (1) 服務規律・公務員倫理の徹底
- (2) 法令等を遵守した適正な事務執行
- (3) 情報管理の徹底
- (4) 良好な職場環境の確保
- (5) 信頼される市民対応

(1) 服務規律・公務員倫理の徹底

① 服務規律の徹底（資料編 1 P）

職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために全力を挙げて勤務する義務が課せられていることを常に意識し、確実な公務の実践を徹底する。

公務員に課せられている主な服務規律には、次に掲げるものがあり、特にウ及びエについては、職務の内外を問わず遵守すべきものである。

ア サービスの根本基準（地方公務員法第30条）

イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

（地方公務員法第32条）

ウ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）

エ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）

オ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）

② 高い倫理観の保持（資料編 2 P）

ア 職員は、職務中のみならず職務外であっても、自らの行動の一つひとつが市役所全体の信用に影響することを常に意識し、法令等の遵守はもとより高い倫理観を持ち、市民から信頼される行動をとらなければならない。

イ 職員は、市の事業と関係する業者等の利害関係者と関わる場合には、公務員が全体の奉仕者であることを意識し、対応相手が職務の公正性に疑惑を抱いたり、不信を招いたりすることが無いよう注意を払わなければならない。

③ 基本的人権の尊重（資料編 2 P）

職員は、市役所で行うあらゆる業務において、憲法で保障されている基本的人権と関わりがあることを意識し、基本的人権に関する問題について理解と見識を深めながら、職務を遂行しなければならない。

(2) 法令等を遵守した適正な事務執行

① 法令遵守の徹底（資料編 3 P）

ア 職員は、公務を進めるにあたり常にその根拠となる法令、審査基準等を十分に確認し理解した上で、具体的で客観的な事実を踏まえた確に執行する。

イ 職員は、職場において法令違反行為等を知り得た際には、これらの行為等を隠ぺい又は見過ごすことなく上司への報告及び相談をし、人事担当課へ通報するなど適切に対応する。

② 財務に関する事務の適正な執行（資料編 3 P）

ア 職員は、財務に関する事務を執行する際には、法令等を遵守するとともに、その事務において生じるおそれのあるリスクに応じた対策を講じ、事故と不備の発生を未然に防止する。

イ 職員は、市の財産を取り扱う際には、良好な状態での維持及び保存又は用途若しくは目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法により、管理又は処分を執行する。

ウ 職員は、公金を取り扱う際には、市民から預かった大切な市の財産の一つであるという意識を常に持ち、複数の職員により厳重な確認を行うなど、適正な管理を徹底する。

エ 職員は、契約の方法について、地方自治法第234条第2項の規定により一般競争入札が原則であることを改めて認識し、契約に関する事務手続の透明性と公平性を確保し適正に執行する。

③ 事務処理ミス防止の徹底（資料編 ４ P）

ア 各部署において、事務マニュアル、チェックリスト等を作成するとともに、組織的なチェック体制を構築し、ヒヤリハット（軽微なミス）事例の共有と啓発を図ることにより、事務処理ミスの発生を未然に防止する。

イ 職員は、それぞれの所属部署において作成された事務マニュアル、チェックリスト等を活用するとともに、担当事務に関する情報の更新と事務引継ぎの徹底を職員間で十分に行うことにより、確実かつ適正に事務を執行する。

④ 事務処理ミス、事故等への対応（資料編 ４ P）

ア 職員は、事務処理ミス、事故等が発生した際には、直ちに所属長に報告し、迅速かつ適切な対応を図る。

イ 所属長は、職員が報告を躊躇しないような環境づくりを日頃から意識するとともに、事務処理ミス、事故等の原因を究明し、組織的な再発防止策を講じる。

⑤ 公印の適正な管理（資料編 ４ P）

職員は、公印を管理及び使用する際には、関係する規程を遵守し適切に取り扱わなければならない。

(3) 情報管理の徹底

① 個人情報の適正な取扱い（資料編 4 P）

ア 職員は、個人情報^①を取り扱う際には、必要最小限の情報を本人から収集するとともに、その個人情報を取り扱う目的を明確に相手に提示し、その目的の範囲を超えて利用してはならない。

イ 職員は、個人情報の紛失、漏えい等の事故を起こさないよう管理を徹底する。

ウ 職員は、誤って個人情報を紛失、漏えいさせた際には、直ちに所属長への報告を行い、被害を最小限とする措置を講じるとともに、関係する者への連絡や謝罪を行う。

② 適正な公文書の作成と管理（資料編 5 P）

ア 職員は、公文書を作成する際には、市政について市民等に対して説明する責務があることを常に意識し、公文書の作成に関する規程、マニュアル等に基づき、確実かつ適正に作成する。

イ 職員は、公文書を取り扱う際には、公文書の重要性を認識し、文書管理簿等により常にその所在を把握できるよう適切に保存し、有効に活用する。

③ 情報セキュリティポリシーの遵守（資料編 5 P）

職員は、電子情報の改ざん、漏えい等の情報システムに与える様々な障害の発生を防止するため、情報セキュリティに関する対策の重要性を認識し、石狩市情報セキュリティポリシー（基本方針、対策基準、ガイドライン）を遵守する。

^① 氏名、住所、生年月日等の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいう。マイナンバー及びマイナンバーをその内容に含む個人情報は、特定個人情報として一層慎重な取扱いが求められる。

(4) 良好な職場環境の確保

① ハラスメントの理解と根絶（資料編 5 P）

ア 職員は、どのような言動がセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、職場における妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等に該当するのか、また、それらが職員と職場にどのような影響を及ぼすかなど、ハラスメントに関する正しい知識を身に付け、理解を深める。

イ ハラスメントは職員個人としての尊厳及び人格を不当に傷つける行為であり、職員の勤労意欲を低下させ職場環境の悪化を招くなど、公務の円滑な遂行を阻害することから、職員は、職場におけるハラスメントを「しない、させない、許さない、そして見過ごさない」ための取組を徹底し、職員同士が尊重し合いながら安心して働ける快適な職場環境づくりに取り組む。

② 職場における協力と活発な意見交換（資料編 7 P）

ア 職員は、各部署が目指す目標と施策上の課題を市役所全体で共有することを意識し、目標達成と課題解決に向けて一丸となって業務に取り組む。

イ 職員は、関係部署間において、情報の共有と積極的な意見交換を行うことを常に意識し、十分な協力と連携を図る。

ウ 職員は、部署内における定期的なミーティングの開催と職場内でのあいさつの実践などの取組を通じ、全職員が必要な議論をし、意見を自由に率直に交わすことができる職場づくりに取り組む。

(5) 信頼される市民対応

① 誠実かつ公平・公正な対応など（資料編 7 P）

ア 職員は、市民と接する際には、自らの対応が市役所への評価につながるということを常に意識し、誠実かつ公平で公正な対応を心掛ける。

イ 職員は、市民からの意見、相談、苦情等に対し、市民の立場で考え、丁寧に対応することを心掛ける。

ウ 接遇は市民サービスを行う上で重要な要素であるため、職員は、その向上を目指すとともに、市民対応をする際には、適切なあいさつ及び丁寧な言葉遣いを心掛け、TPO（時・場所・場合）を意識したナチュラルビズスタイル^②を実践する。

② 説明責任を意識した事務（資料編 7 P）

職員は、事務の執行とその事務に対しての法令等の適用について、市民が納得し得る説明を行う責任があることを常に意識し、これを実践する。

③ 職員の能力向上（資料編 7 P）

ア 職員は、研修受講などにより一人ひとりが業務に関する能力を身に付けることで、市役所全体の業務処理能力を向上させる。

イ 職員は、業務の改善と効率化について試行錯誤を重ね、より良い業務の在り方を追求する。

ウ 職員は、複雑化し高度化する行政の課題に対応するため、前例踏襲の考え方から脱却し、時代のニーズに合わせた柔軟な発想で業務を進める姿勢を身に付ける。

^② 年間を通して、職員一人ひとりが主体的に服装を判断し、省エネや節電を強く意識した働きやすい服装で執務を行う取組

④ 不当要求行為等への毅然とした対応（資料編 ８ P）

ア 職員は、暴力、脅迫等の不当な手段により有利な取扱いを強要したり、金品の要求をしたりする不当要求行為等に対し、上司への報告と相談の上、組織的に対応することを徹底するとともに、毅然とした態度で臨む。

イ 職員は、カスタマーハラスメント^③に対し、上司への報告と相談の上、組織的に対応することを徹底するとともに、毅然とした態度で臨む。

⑤ 交通法規の遵守等（資料編 ８ P）

ア 交通事故と交通違反は、市や市民にとって重大な損害の発生につながるおそれがあり、特に無免許運転、飲酒運転、悪質な速度超過の交通三悪を伴うものは、市民の信用の失墜を招く行為である。

職員は、公務での自動車・自転車の運転時はもちろんのこと、私用での自動車・自転車の運転についても、交通法規を遵守し、運転前の体調管理などに十分に注意を払わなければならない。

イ 職員は、交通事故又は交通違反を起こした際には、直ちに所属長に報告し、迅速かつ適切な対応を図る。

^③ 行政サービスの利用者等からのクレーム・言動のうち、要求内容の妥当性に照らして、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、職員の勤務環境が害されるもの

5 最後に ～石狩市の職員として～

- (1) コンプライアンス行動指針（3P）を日頃から確認するようにしましょう。
- (2) 自分の行動について迷いが生じたときは、次のことを確認しましょう。

今から行おうとする行動は、

- ① 法令等に違反していませんか。
- ② 社会的な常識や倫理から外れたものではないですか。
- ③ 客観的に正しく、周囲に堂々と説明できるものですか。

- (3) 新しいことにチャレンジし、コンプライアンスを遵守しようとする職員を守る環境を組織として作り、支えあいましょう。
- (4) 最後に、サービスの宣誓を思い出しましょう。

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

私は、石狩市の職員として、市民との協働に積極的に取り組むとともに、能力の向上と自己研鑽に努めることを固く誓います。

【石狩市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第4号）別記様式から抜粋】